件名 省エネ最適化診断奨励金について	令和５年２月15日 環境部　環境課

「モノづくり産業」の盛んな本市では、市域内のＣＯ２排出量のうち、『産業部門』と『業務その他部門』からの排出量が全体の約８割を占めている。これら業務における脱炭素化に向けた取り組みがゼロカーボンシティの実現に重要と考えるが、中小企業者等の脱炭素化の取り組みは進んでいない。そのため、まずは、事業所におけるエネルギー使用等の見直しにより、ＣＯ２排出量の削減を図るため、事業所が実施する省エネルギー診断に対し奨励金を交付する。

対象者（中小企業者等）

・市内に事業所を有し、下表（ア）、（イ）のいずれかを満たす法人又は個人事業者

業　種	資本金の額又は 出資の総額（ア）	常時使用する 従業員数（イ）
製造業 （運送業・建設業を含む）	３億円以下	３００人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下
サービス業	５，０００万円以下	１００人以下
小売業	５，０００万円以下	５０人以下

対象事業所

・一般財団法人省エネルギーセンターの省エネ適正化診断を行った中小企業者等が有する市内の事業所

※省エネ最適化診断：（一財）省エネルギーセンターから派遣された専門家（診断士）が、現地で実際の設備使用状況や運転管理状況等を確認し、診断レポートを作成。診断結果の説明や改善提案の実施に向けたアドバイスが行われる。

奨励金の額

・次に掲げる診断に応じ、それぞれ定める額

① Ａ診断（年間エネルギー使用量目安 原油換算で300ｋＬ未満）10,450円
② Ｂ診断（　　〃　　300ｋＬ以上1,500ｋＬ未満）16,500円
③ 大規模診断（　　〃　　1,500ｋＬ以上　　）23,100円

その他

・申請は、１事業所につき１回
・申請には、一般財団法人省エネルギーセンターの発行する省エネ最適化診断の領収書と最適化診断報告書の写しを添付
・施行日　令和４年４月１日

令和４年度実績（令和５年２月１４日現在）

２件（２０，９００円）

以　上